

長崎県職員を募集します

《 児童自立支援専門員・児童生活支援員 》

1 採用職種 児童自立支援専門員・児童生活支援員

2 採用時期 令和7年10月1日以降

3 試験日、受付期間及び募集人員

試験日	受付期間	募集人員
令和7年7月6日(日)	令和7年4月28日(月)～令和7年6月20日(金) 必着	若干名(夫婦)

4 勤務箇所 長崎県立開成学園(児童自立支援施設)[長崎市平山台2-34-1]ほか
及び職務内容 入所児童の自立支援・生活支援等の業務に従事

5 応募資格 ①昭和39年4月2日以降に生まれた方
②学園内の寮舎に住み込みで働くことができる夫婦(採用日までに婚姻予定であるものを含む)
③地方公務員法第16条に該当しない方
④長崎県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年12月28日付第76号)に定める児童自立支援専門員又は児童生活支援員の資格を有する方

※③の地方公務員法第16条に該当する方とは

- ・禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・長崎県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※④については、夫婦の双方が児童自立支援専門員又は児童生活支援員の資格を有している必要があります。

6 給与等 ①給与月額
初任給は採用前の学歴及び経歴をもとに、一定の基準により考慮されます。
また、昇給は原則として毎年1回行われます。
②諸手当
期末手当、勤勉手当(年2回):合計4.6月(令和7年4月1日時点)
その他、地域手当、扶養手当、住居手当、通勤手当などを各手当の支給要件に応じて支給。

【例】

○児童自立支援専門員(40歳・大卒)の場合
月額290,400円～320,700円※+諸手当

○児童生活支援員(40歳・大卒)の場合
月額279,800円～312,200円※+諸手当

※令和7年4月1日現在の給料月額のほか、児童自立支援専門員・児童生活支援員に係る給料の調整額を含めて算出した額

- 7 試験の方法
- ・ 専門試験（専門的知識〔社会福祉、児童福祉、児童心理学〕についての多肢選択方式等による筆記試験）
 - ・ 論文試験（職務遂行に必要な思考力、判断力、構成力等についての論文試験）
 - ・ 面接試験（人柄等についての個別面接による試験）
 - ・ 適性検査（職務遂行に必要な適性についての簡単な検査）

8 試験場所 長崎市尾上町3番1号 長崎県庁行政棟 3階315会議室
※午前10時～（受付：午前9時30分～）

- 9 応募方法及び申込先
- ①提出書類
- （ア）長崎県職員採用試験受験願書（県指定様式）
 - （イ）履歴書（県指定様式、写真貼付）
 - （ウ）最終学校卒業（見込み）証明書
 - （エ）資格証明書の写し

※ 県指定様式は、長崎県ホームページからダウンロードできます。
<https://www.pref.nagasaki.jp/object/shikaku-shiken-bosyu/shokuinsaiyo-shikaku-shiken-bosyu/722882.html>



- ②申込先
- 〒850-8570
長崎市尾上町3番1号
長崎県 福祉保健部 こども政策局 こども家庭課

※受験票は発行しませんので、ご了承ください。

◎その他不明な点がございましたら、長崎県福祉保健部こども政策局こども家庭課へお問い合わせください。

☎ 代表：095-824-1111 内線 5020 直通：095-895-2442